

一 公布済の新規法令

- 1 「国家市場監督管理総局による一部の事業者集中案件に対する独禁審査の委託試行に関する公告」
- 2 「保険資産管理公司管理規定」
- 3 「工業分野におけるカーボンピークアウト実施方案」

一、公布済の新規法令

1 「国家市場監督管理総局による一部の事業者集中案件に対する独禁審査の委託試行に関する公告」

国家市場監督管理総局（以下は「総局」という。）は、2022年7月15日に、一部の事業者集中案件に対する独禁審査の委託試行に関する公告を発表し、北京、上海、広東、重慶、陝西の5つの省レベルの市場監督管理部門（以下は「試行部門」という。）に一部の事業者集中案件に対する独禁審査の事項を実施させることを試験的に委託し、2022年8月1日から2025年7月31日までの3年間で試行期間としている。同公告においては、委託事項（試行部門に委託される審査の要件）、委託審査の流れ、異議受付等の内容が定められている。

まず委託事項については、試行期間中、総局が業務の必要性に応じて、以下の基準のいずれかに該当する、事業者集中簡易手続を適用する案件（以下は「簡易案件」という。）の一部を試行部門に委託し、審査を担当させることになっている。

- (1) 少なくとも1名の申告者の住所地が、当該試行部門が委託を受けて担当する関連区域（以下「関連区域」といい、各試行部門の関連区域の詳細は、同公告の定めを参照）にある場合。
- (2) 事業者が持分・資産買収又は契約等その他の方法で他の事業者に対する支配権を取得し、当該他の事業者の住所地在関連区域にある場合。
- (3) 事業者が合併企業を新設し、当該合併企業の住所地在関連区域にある場合。
- (4) 事業者集中の関連地域市場が区域性地域であり、且つ関連地域市場の全て又は主要部分が関連区域に所在する場合。
- (5) 総局が委託した他の案件。

次に、委託審査の流れについては以下の通りである。

- (1) 委託事項の要件に合致する案件であっても、申告者は総局に申告する。ただし、申告前に事前相談の必要がある場合、申告者は総局か、試行部門に事前相談を申請することが認められる。
- (2) 試行部門に審査を委託する案件については、総局は、申告資料を試行部門に転送し審査を処理させたうえで、

速やかに申告者に対し試行部門へ委託した旨を告知し、試行部門は速やかに申告者に連絡しなければならない。試行部門は案件資料に対する審査を担当し、立案情報を速やかに公開しなければならない。

- (3) 試行部門は審査したうえで、総局に対して審査報告書を送付し、審査意見を提出する。
- (4) 総局は、試行部門による審査報告書及び審査意見に基づいて審査決定をしたうえで、定時的にホームページにて条件なしで承認した事業者集中案件を公開する。
- (5) 試行部門は審査決定書等の審査文書を申告者に送付することを担当する。

なお同公告によれば、総局は事業者集中の簡易案件に対する公開期間における第三者による異議提唱を統一的に受け付けるとされている。

URL：https://gkmlsamr.gov.cn/nsjg/fldes/202207/t20220715_348645.html

（国家市場監督管理総局2022年7月15日公布、同年8月1日施行）

2 「保険資産管理公司管理規定」

中国銀行保険監督管理委員会は2022年7月28日に、「保険資産管理公司管理暫行規定（保監令（2004）2号）」に基づいて、「保険資産管理公司管理規定」を作成・公布し、9月1日より施行を予定している。新たな規定では、主に以下の特徴を挙げることができる。

- ① 「コーポレートガバナンス」の1章を新たに追加し、保険資産管理公司の独立性を向上させ、制度上からコーポレートガバナンスに対する監督・管理を全面的に強化する。
- ② 「リスク管理」を個別の1章として格上げし、保険資産管理公司のリスク管理能力を強化させることに力を入れて、保険資金等長期資金の安全を適切に確保させる。
- ③ 資本構成の設計を最適化させ、保険資産管理公司の国内外の保険会社である株主を同一視し、外資の持株比率に対する制限を撤廃し、あらゆる種類の株主に対して統一的に適用する条件を明確にし、非金融会社である株主への管理を厳しくする。
- ④ 経営原則及び関連要求を最適化させ、保険資産管理公司の業務範囲を細分化させ、各種の資金を受託管理する基本原則を追記する。

- ⑤ 監督手段及び違反行為に対する取締りを強化、補足し、分類を通じた監督・管理、情報開示、重大事項報告等の内容を追加し、監督・検査の手段・方法及び監督管理措置を豊かにする。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-08/06/content_5704449.htm

(中国銀行保険監督管理委員会2022年7月28日公布、同年9月1日施行)

3 「工業分野におけるカーボンピークアウト実施方案」

2022年8月1日、工業及び情報化部、国家発展改革委員会、生態環境部の3部門は、「工業分野におけるカーボンピークアウト実施方案」を発表した。本方案は、「第15次五ヵ年計画」の期間中、産業構造が更に最適化され、工業エネルギー消費と二酸化炭素の排出を継続的に低下させ、高効率、グリーン、リサイクル、低炭素を重要

な特徴とする現代的工業体系を構築し、2030年前までに工業分野における二酸化炭素の排出量がピークアウトに達するように努力するとの目標を提起する。

また本方案では、上記の目標を実現することをめぐり、①産業構造を更に調整すること、②省エネ、低炭素措置を更に推進すること、③グリーン製造を積極的に推進すること、④循環型経済を強力に発展させること、⑤工業のグリーン低炭素技術の変革を加速すること、⑥工業分野におけるデジタル化への転換を積極的に推進することという6つの重点的任務を提起する。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-08/01/content_5703910.htm

(工業及び情報化部、国家発展改革委員会、生態環境部2022年8月1日公布、同日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。